

2-10 役員等費用弁償並びに報酬等に関する規程（3006 施行）
社会福祉法人 京都市右京区社会福祉協議会
役員等費用弁償並びに報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条及び第25条に基づき、役員等費用弁償並びに報酬等に関して定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程でいう役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び委員会規程第2条に定める委員会の委員等をいう。

（対象とする会議及び事業）

第3条 役員等に費用弁償を支給する諸会議及び事業は、次のとおりとする。

- （1）法人の定款及び諸規程に定める諸会議
- （2）その他会長が特に必要と認める会議及び事業

（費用の弁償）

第4条 役員等が前条に規定する諸会議等に出席した場合には、当該役員に対し、原則その都度費用弁償する。ただし、会長は月額払いとする。

2 前項の規定にかかわらず、同日に同一会場にて複数の会議及び事業に出席した場合には、1回分のみの費用を弁償する。

（費用弁償及び報酬の額及び支給）

第5条 役員等費用弁償並びに報酬の額及び支給方法は別表のとおりとする。

2 監事への報酬は、会計及び事業等の監査並びに監査報告書の作成業務について支給する。

3 交通費の実費が前項（1）の額を超える場合は、旅費規程に基づき旅費を支給することができる。この場合は、費用弁償は行わない。

（適用除外）

第6条 第2条に定める役員にあっても、関係公務員又はこれに類する役員等に対しては、これを適用しない。

（公表）

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるものの他、費用弁償及び報酬等の支給に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月24日制定し、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法改正に伴い、平成29年6月14日の定時評議員会で承認する。
- 3 この規程は、平成30年6月15日に一部改正する。

別表 <費用弁償並びに報酬表>

区分・役職名	役員（理事）	役員（監事）	評議員	委員会委員
費用弁償	1,000円 1回毎	1,000円 1回毎	1,000円 1回毎	1,000円 1回毎
役員報酬	報酬なし	5,000円（税別） 1回毎 ※第5条2項の業務について	報酬なし	報酬なし